

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 職員の出勤抑制等の取組みの継続について

現在、全国に、5月6日（水）までの間、緊急事態宣言が発出されているが、大阪府においても未だ感染拡大が続いている。

こうした状況に鑑み、感染拡大の防止と職員の安全確保を図る観点から、下記のとおり、職員の出勤抑制等の取組みを継続する。

### 記

#### 1 継続する取組み

##### (1) 職員の出勤抑制

テレワーク、休暇取得、業務体制の見直し等により、全体として職員の5割が職場に出勤しない環境を整える。

##### (2) テレワーク（在宅勤務）

自宅において、庁外アクセス機能や、庁内パソコン、紙資料等を用いて在宅で業務を遂行する。

##### (3) 時差出勤

時間帯をずらして出退勤することにより、通勤時における公共交通機関の混雑を緩和し、感染拡大を防止する。

その他、会議の中止・延期や、電話・メールによる報告、執務室の換気など、拡大防止の取組みも継続する。

#### 2 継続する期間

(1) 職員の出勤抑制： 5月7日（木）から当面の間(※)

(2) テレワーク（在宅勤務）： 5月3日（日）から当面の間(※)

(3) 時差出勤： 5月3日（日）から当面の間(※)

(※)大阪府に発出される緊急事態宣言の期間が延長された場合、その期間を基本とし終期を決定する。

#### 3 その他

特別休暇についても、取得要件を満たす場合(※)には、引き続き取得可能。

(※) 学校園等が臨時休業となり子どもの世話のため勤務することが著しく困難な場合、及び子どもの世話を行う施設等へ子どもを送迎する場合